

# ふるさと納税に係る告示の改正

# ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月～】

## 法律改正前

○地方団体への寄附は、  
全てふるさと納税の対象

- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

返礼品競争  
の過熱

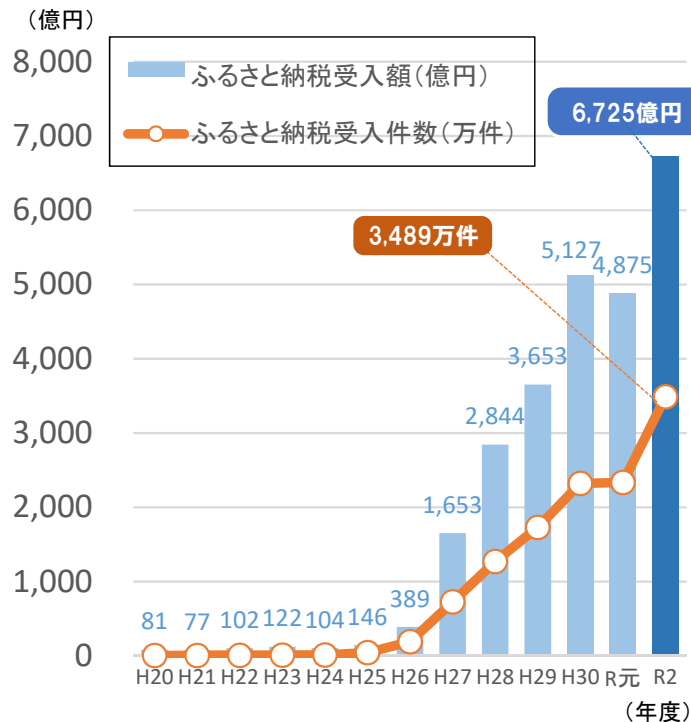
H29、H30の2度にわたる  
総務大臣通知において  
良識ある対応を要請

制度の  
健全な発展を図る必要

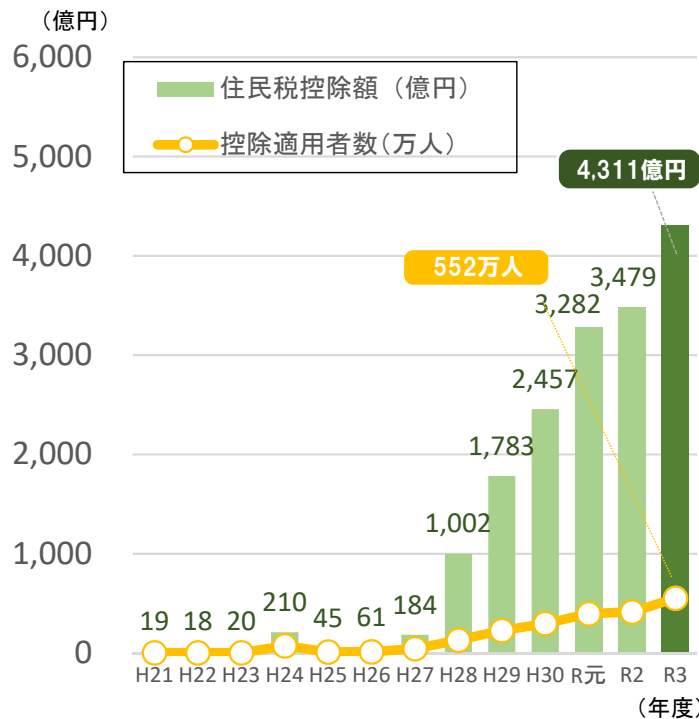
## 法律改正後（令和元年6月1日施行）

- ふるさと納税の対象となる地方団体を  
総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

### ○受入額及び受入件数の推移



### ○住民税控除額及び控除適用者の推移



### ○総務大臣による指定の基準

#### 基準①

#### 募集適正基準

- ① 制度趣旨に沿った募集の方法
- ② 経費総額5割以下

#### 基準②

#### 返礼割合3割以下基準

#### 基準③

#### 地場産品基準

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて各基準に適合した募集を行う必要

⇒ 基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときには、指定を取消し

# ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文(令和元年6月改正後の地方税法)

(寄附金税額控除)

## 第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

全ての地方団体に対する基準

基準① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

基準② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

基準③ 返礼品は地場産品とすること

※以下のいずれにも該当すること

## ① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
  - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
  - ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
  - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
  - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

## ② 経費総額5割以下

- 二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第四項に規定する指定対象期間）において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

※以下のいずれかに該当すること

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

## ふるさと納税に係る募集適正基準告示の改正について

- 返礼品等の代わりに現金を提供するサービスを開始した事業者があることを踏まえ、募集適正基準における禁止行為の追加を行う。

### 事業者による現金提供関係

- 「寄附者から返礼品等の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者を通じた募集」について、募集適正基準上の禁止行為に追加するもの。
- これにより、地方団体が上記のような者へ委託等を行い寄附金を募集することを排除するとともに、地方団体が委託等をしていなくても、当該者を通じた寄附を推奨することや、当該者が地方団体名を掲げて寄附金を募集することを承諾することもできないこととする。

## 改正後告示(募集適正基準)

(募集の適正な実施に係る基準)

第二条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 地方団体による第一号寄附金(法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。)の募集として次に掲げる取組を行わないこと。

イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に第一号寄附金を支出する者(以下「寄附者」という。)を紹介させる方法その他の不当な方法による募集

ロ 寄附者から法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等(以下「返礼品等」という。)の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者を通じた募集

ロハ 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等(以下「返礼品等」という。)を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告

ハニ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供

ニホ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

二 略

## 関連Q&A

問1の2 「寄附者から返礼品等の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者を通じた募集」(告示第2条第1号ロ)には、どのような場合が該当するか。

- 地方団体が設問のような者へ委託等を行い寄附金を募集する場合のほか、地方団体が委託等をしていなくても当該者を通じた寄附を推奨する場合や、当該者が地方団体名を掲げて寄附金を募集することを承諾する場合もこれに該当する。また、当該者が返礼品等の対価として提供するものが、現金でなくポイントその他の金銭に類するものであってもこれに該当する。



## ふるさと納税に係る地場産品基準告示の改正について

- 各地方団体から総務大臣に対し、次期指定期間に係る指定の申出書が提出される7月を前に、当該告示に関し、規定の明確化を行う。

### 電気関係

- 現在、地域資源を活用して発電された電気を地場産品として提供している団体が存在するところ、電気は物品又は役務のいずれにも該当しないことから、告示上、電気を「その他これらに類するもの」として返礼品とし得る旨を明確化する。

### 都道府県の認定する地域資源関係

- 地場産品基準においては、各地域の名産品を想定して、「都道府県が・・・地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」を返礼品とし得る旨規定している。
- 現に当該規定に基づき都道府県が認定している地域資源は物品に限られるところ、告示上、当該規定の対象が物品である旨を明確化する。



## 改正後告示(地場産品基準)

(法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務大臣が定めるもの)

第三条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務大臣が定めるものは、**物品又は役務と交換させるために提供するもの次に掲げるもの**とする。

- 一 **物品又は役務と交換させるために提供するもの**
- 二 **電気(これと交換させるために提供するものを含む。)**

(法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号の総務大臣が定める基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第八号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 七の二 **当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。**
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ・ロ 略
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている**もの物品**及び当該市区町村を認定し、当該**地域資源物品**を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 略

物品

役務

その他

問24の2 どのような場合に「当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気」として地場産品基準に適合するか。(告示第5条第7号の2)

- ふるさと納税指定制度において、「返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要」との考え方により地場産品基準を定めている趣旨に鑑み、
- ①地域資源を活用して、区域内で発電された電気であって、
- ②電気の供給契約において、区域内で発電された電気を提供することが明示されている場合には、地場産品基準に適合するものとして扱うこととする。
- なお、その際、③返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲内とする。
- 具体的には、
- 上記①については、
- ・ 発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書<sup>※1</sup>により、当該地方団体の区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気と認められること、
- 上記②については、
- ・ 電気事業法(昭和39年法律第170号)及び「電力の小売営業に関する指針」<sup>※2</sup>に基づき小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で「〇〇地域産」など産地価値に訴求していること、
- 上記③については、
- ・ 返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、この調達契約等及びトラッキング付非化石証書において表示されている区域内の発電量の範囲内とすること、
- などを満たす場合には、地場産品基準に適合するものと考えられる。

※1トラッキング付非化石証書

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成22年経済産業省令第43号)第3条第1項第2号に規定する非化石証書であって、電気の発電場所が記載されているもの。

※2「電力の小売営業に関する指針」(平成28年1月制定令和3年4月1日最終改定経済産業省)36頁

『vi)「〇〇地域産電力」や「地産 地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの』参照

## 【8号ハ】認定地域資源及び認定市町村①

(R3.7.13更新)

都道府県名	認定日	認定地域資源名称	認定市町村
1 宮城県	R2.4.1他	宮城伝統こけし、金華さば、ふかひれ、ホヤ、笹かまぼこ、みやぎサーモン、仙台味噌	県内全市町村
2 石川県	R1.10.15	加能ガニ(金沢港水揚)	金沢市、かほく市
3 福井県	R1.7.1他	若狭牛、ふくいポーク	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、越前町、美浜町、高浜町、若狭町、おおい町、永平寺町
4 長野県	R3.7.13他	馬刺、馬肉、よなよなエール	馬刺、馬肉:伊那市、駒ヶ根市、飯島町 よなよなエール:佐久市、軽井沢町、御代田町
5 滋賀県	R3.4.1	近江牛、ふなずし、湖魚の加工食品(ふなずしを除く)	県内全市町
6 大阪府	R2.12.10	泉州タオル、泉州水なす、泉州たまねぎ	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
7 兵庫県	R2.10.1	但馬牛、神戸ビーフ、兵庫県産米を使った兵庫の清酒、兵庫県北産コシヒカリ、兵庫県南産きぬむすめ	県内全市町
8 鳥取県	R1.6.1	鳥取県産の梨(二十世紀、王秋、なつひめ、新甘泉、秋甘泉、秋栄、新興)、鳥取和牛、鳥取県内で水揚げされたズワイガニ(松葉ガニ、親ガニ)、ベニズワイガニ	県内全市町村
9 島根県	R2.12.1	しまね和牛	県内全市町村
10 岡山県	R2.6.1	桃、ぶどう、梨、岡山県産米	県内全市町村
11 高知県	R1.7.23他	カツオ、マグロ	カツオ:県内全市町村 マグロ:高知市、室戸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、中土佐町、黒潮町

【8号ハ】認定地域資源及び認定市町村②

都道府県名	認定日	認定地域資源名称	認定市町村
12 福岡県	R1.6.1	辛子明太子、博多和牛、もつ鍋、はかた一番どり、はかた地どり、水炊き、豚骨ラーメン、ラー麦、夢つくし(米)、元気つくし(米)、あまおう(いちご)、とよみつひめ(いちじく)、秋王(柿)、早味かん(みかん)、甘うい(キウイ)、八女茶、福岡有明のり	県内全市町村
13 佐賀県	R1.6.1他	佐賀牛、佐賀産和牛、肥前さくらポーク、骨太有明鶏、みつせどり、ふもと赤鶏、ありたどり、佐賀海苔、いちご(さがほのか、さちのか、いちごさん)、佐賀みかん、The SAGA認定酒	県内全市町
14 長崎県	R2.10.1他	ちゃんぽん、皿うどん、角煮、カステラ、長崎和牛(長崎和牛を使った加工品を含む。)、びわ、くじら	県内全市町
15 熊本県	R1.6.1他	馬肉、あか牛、天草大王、くまもと黒毛和牛	県内全市町村
16 大分県	R1.6.1	大分かぼす、大分かぼすを使用した飲料類(ジュース、お酒)、大分県産乾しいたけ(どんこ、こうこ、こうしん)、大分県産乾しいたけ(どんこ)を使用したカレー、おおいた豊後牛(精肉)、おおいた和牛(精肉)、おおいた豊後牛を使用したカレー、おおいた冠地どり(精肉)、おおいた冠地どりを使用したとり天・からあげ	県内全市町
17 沖縄県	R1.6.1他	オリオンビール(オリオンビールとは、オリオンビール社製(オリオンのブランド名が記載されている商品をいう。)のビール、発泡酒その他ビールテイストの飲料(ビールテイストの酒類(いわゆる新ジャンルのビール)及びノンアルコールビール)をいう。)、沖縄そば	県内全市町村

## ふるさと納税に係る次期指定に向けたスケジュール

6月下旬

総務省から地方団体へ  
・指定申出書提出依頼  
・告示改正  
・Q&A改正 を発出

7月1日～7月31日

地方団体から総務省へ  
指定申出書等の提出

8月中

審査

9月下旬

地財審から意見聴取  
大臣指定

10月1日～翌年9月30日

次期指定期間